

行政視察報告書

参加議員	議会運営委員会 委員長 中田靖人、副委員長 軽米智雅子、 委員 関貴光、舘山善也、竹山美虎、 天内慎也、小熊ひと美
調査期間	令和7年5月13日（火）～5月14日（水）
調査先及び 調査事項	①埼玉県日高市 「日高市議会ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインについて」 ②東京都江戸川区 「江戸川区インターネット健全利用促進条例及び区議会議員による情報発信ガイドラインについて」

視察概要

■ 調査先①	埼玉県日高市
■ 調査事項	日高市議会ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインについて
■ 調査内容	1 調査日 令和7年5月13日（火） 2 調査目的 日高市議会ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインについて調査し、本市の参考とする。 3 対応者 日高市議会議長 金子 博 日高市議会副議長 加藤 大輔 日高市議会議員 和田 貴弘 日高市議会議員 大澤 博行 日高市議会議員 山田 一繁 日高市議会議員 鈴木 たけお 日高市議会議員 佐藤 まこと 日高市議会事務局長 滝沢 淳 日高市議会事務局主査 川口 美和子 4 調査事項の説明 (1) 説明概要 ①策定時期等 平成27年12月15日、全員協議会で決定。

②制定に至る経緯等

平成 27 年当時はＳＮＳ等の普及を感じる段階ではなかったが、議会内のある会派でＳＮＳ等を通じた情報発信を行っており、個人を誹謗中傷する流れが出てきたことがガイドライン策定のきっかけである。

策定当時、全議員で議論しながらガイドラインをつくったらどうかという提案があり、全議員で十分に検討する時間を設けながら賛否を取り、結論を出した。7 会派中 5 会派が賛成であり、常識的な判断に委ねられるのであれば、あえてつくる必要はないという考えや明らかにつくる必要はないという考えもあった。

個人攻撃や恣意的に誰かをおとしめるということではなく、日高市議会として、平成 27 年度前後に様々なＳＮＳ等の被害が出てきたため、ガイドラインを作成し、皆で守っていこう、議員同士で協力して市のためにという形で当初つくられた。

③議員の当時の考え等

- ・ 議会は監視機能だけではなく、議会からの発信で地域を変えることができると言われている。また、議会の役割は民意の反映である。民意とは時代とともに柔軟に移っていくものであり、民意を反映するためには議会がまとまって進んでいく必要がある。その中で議員を攻撃するような議員がいた。政策の違いについて、議員同士で議論するのは必要であっても、個人的なことで攻撃するのはいかがなものかと考えた。また、常識があれば、つくらなくていいものだが、最低限度の基準は必要ではなかろうかと考える。
- ・ ガイドラインの策定に当たって、情報発信の基準は各議員の良識に基づいて守られるのではないかと考え、当初は賛成しなかったが、議員も人間であるため、時には間違えるときもあり、基準となるべきものが必要ではないかと考えるに至った。
- ・ 公人として、発言の責任を全うするため、ガイドラインにのっとって、適切にＳＮＳ等を運用していく必要があるのではないかと、情報発信する場合は事実に基づいたものであること、また、誹謗中傷等は戒める必要があると考えた。

(2) 主な質疑応答

問 今後、ガイドラインを修正していく予定はあるのか。

答 現状に合わせて修正していく必要はあると考える。

問 ガイドラインの市民への周知はどのような方法でやっているのか。また、市民の理解の検証はしているのか。

答 ガイドラインはホームページに掲載して周知しており、議員はタブレット端末でいつでも見ることができる状態である。しかし、ガイドラインは議会内の内部規定であるため、そこまでＰＲする考えはない。

問 当初、情報発信は各議員の良識の問題であり、ガイドライン策定に賛成しなかった議員が最終的に賛成に至った理由は何か。

答 ガイドラインは特別なことは特に書いてないが、一定の基準となるものが必要だと考えた。また、情報発信は言い方、書き方の問題ではあるが、難しさもあるため、そのためにもガイドラインは必要ではないかと考えた。

問 ガイドラインに「意図せずして自らが発信した情報により、他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりしたときは、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること」とあるが、「誠実に対応する」ということは、どのような対応と考えているか。

答 概念的な文面ではあるが、例えば、間違いを認め、訂正をすることなど考える。

問 情報発信内容のチェック方法等はどのようにしているのか。

答 チェック機能というほどのものはないが、気づいた議員が発言し、協議をしている。

問 ガイドラインに抵触した場合はどのように対応するのか。

答 議長から本人に注意をするなどの対応を取っている。

視 察 概 要

■ 調査先② 東京都江戸川区

■ 調査事項 江戸川区インターネット健全利用促進条例及び区議会議員による情報発信ガイドラインについて

■ 調査内容

1 調査日

令和7年5月14日（水）

2 調査目的

江戸川区インターネット健全利用促進条例及び区議会議員による情報発信ガイドラインについて調査し、本市の参考とする。

3 対応者

江戸川区議会議長 藤澤 進一

江戸川区議会事務局次長 木村 浩之

江戸川区議会事務局議事係長 鈴木 裕美

江戸川区議会事務局調査係長 徳嵩 祐介

江戸川区議会事務局議事主査 佐々木 康祐

4 調査事項の説明（江戸川区インターネット健全利用促進条例）

（１）説明概要

①制定時期

令和4年4月1日施行

②制定に至る経緯・議論等

インターネットを使った特定の個人を誹謗中傷による、インターネット上の犯罪行為がますます巧妙化してきているという現況があった。インターネット技術は日進月歩で進む中、秘匿性・機密性を保持できることはよいことではあるが、一方で匿名性が高まることにより、エスカレートが止まらなくなり、防ぎようがないという観点もあったが、一方で、これは放っておけないという観点もあった。

何とか一つのボーダーラインを設けて、そこに区民の焦点が行くような形でこの問題に取り組んでいかないとエスカレートする一方になってしまうのではないか。そのような危機感とともに、総務委員会で公的な議論を行い、また、専門家との勉強会を行うなど、インターネットの健全利用を進めるため、様々な手段を取った。

議論の中には、公開性に縛りをかけてしまうのではないか、情報の偏りを生んでしまうのではないかという意見もあったが、区民の声の支えもあり、一定の規制をかけることが必要であり、江戸川区が発信となり、全国に広がっていくことが望ましく、たとえそれには長い時間かかったとしても、このタイミングでやろうということで本条例を制定した。

総務委員会では、根拠のない情報が本当の真実のように広がり、誹謗中傷や人権侵害が発生する危険性等有り、必要な対処方法として使う側のネットリテラシーの向上が必要であるなどの議論があった。

パブリックコメントでは、中・高生向けにインターネットモラルの教育の拡充を期待する、また、インターネットトラブルに対して区が寄り添い相談できる仕組みを求

めるなどの意見があった。

個人の問題とせず、区の問題とする。被害を受けた人が孤立化しないように相談できることを条例に盛り込むことにより、区としての姿勢を示す。そういった意を強く表明することが、条例の一つの大きな意義である。

一方で、匿名性・秘密性があり、現実問題として条例どおりとするためには、大きな課題があるのは事実ではあるが、区・区議会として大きな基本姿勢を示すことは大変重要だ考える。

③今後の方針について

インターネットのトラブルに巻き込まれた場合、責任ある自治体・議会として、単に条文上の定義だけではなく、支え、よりどころとなり、これからもインターネットが正しく利用され、よりよい社会となるよう努力を続けてまいりたい。

(2) 主な質疑応答

問 本会議で可決となった際、修正可決とのことだが、修正した内容は何か。

答 施行日の修正である。本条例が委員会付託された際の施行日が、令和3年4月1日だったが、1年間審議を進めていく中で、実際可決した本会議で改めて審議される際、施行日は令和4年4月1日となったため。

問 本会議では全会一致だったのか。

答 全会一致である。

問 条例制定後、区民の反応はどうだったのか。

答 基本的に歓迎していただき、受け入れていただいたと考える。条例制定については、議員それぞれがホームページを使ったり、地域行事などを通じて、区民への周知徹底に努めた。当時、インターネットの誹謗中傷で目に見えない社会不安というのは本当に強くあり、そのために本条例を制定し、区はこのような姿勢なので、決して自分の中に抱え込まない、そのような地域社会をつくろうという、コンセンサスを得るためにも、議員がパイプ役の役割を担うように考えていた。

問 相談体制を構築してから相談件数はどれくらいあったのか。

答 一般的な相談が約7件である。

5 調査事項の説明（区議会議員による情報発信ガイドライン）

(1) 説明概要

①策定時期等

令和5年8月18日、議会運営委員会理事会確認、正式運用開始

②経緯

従前は、議会運営に関わるものや政策形成過程にあるものなどは、外部に発信することを避ける旨を全議員に周知していたが、明文化して共有はしていなかった。

昨今、SNS等の個人における情報発信の在り方が大きく変化し、ツールを活用すれば、誰でも簡単に情報発信が可能となっていることから、改めてガイドラインを策定することとなった。

③主な記載内容

- ・ 情報発信ツールの拡大と未確定情報の発信による影響
- ・ 議員としての自覚と責任について
- ・ SNSで発信をする上での注意事項
（政策形成過程にある情報の発信について考慮すること等）
- ・ 発信すべきではない情報
- ・ 事後の対応

（２）主な質疑応答

問 ガイドライン策定後、ガイドラインに反する事案はあったのか。

答 現時点ではない。

問 罰則規定はないのか。

答 罰則規定はない。内部規定としての取扱いであり、議会全体として、どのように対応するかという指針を定めている。

問 策定のきっかけは何か。

答 執行部側が検討していることを事前に議員へ情報提供した際に、決定前に議員がSNSで情報発信してしまった事案があったこと。

問 ガイドラインを策定する際、主として協議した組織は何か。

答 議会運営委員会の理事会である。

問 議会運営委員会の理事会では全会一致だったのか。

答 全会一致である。

問 ガイドラインに反した場合、どのように対応するのか。

答 まず、議長へ報告し、議会運営委員会の理事会で対応等の協議もあると考える。

問 今後、状況によって修正するのか。

答 都度、時代等に合わせて修正する可能性はある。